

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 コンプライアンス規則

平成 28 年 5 月 10 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 8 号

(目的)

この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）が、定款第 4 条及び第 5 条に基づき各種事業・活動を行うに際し、コンプライアンスの徹底を図るために遵守すべき重要な事項を「コンプライアンス行動規範」として定めたものである。

(コンプライアンス行動規範)

第 1 条 法令等の徹底

法令や当法人が別に定めている各種規則を遵守するとともに、社会規範に反することのない誠実かつ公正な活動を行う。

- 2 適用される各種法律・規則等関連法令を遵守する。
- 3 法人の正当な利益に反して自分や第三者の利益を図る「利益相反」を防止する。
- 4 著作権、商標権、特許権等の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しないよう、「知的財産権」の保護に十分留意する。
- 5 労働関係法令を遵守し、安全で健全な職場環境を維持する。

第 2 条 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持する。

- 2 反社会的勢力による圧力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになる。自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、法人を挙げて毅然とした態度を維持していく。
- 3 業務上の地位を利用し、金品その他の不正の利益を得ることや、法令違反、社会的に不相当な接待・贈答の授受をすることは認めない。
- 4 選挙、政治活動等に関する法令を遵守し、公正な姿勢を貫く。

第 3 条 適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努める。

- 1 協力団体や取引先等と健全な関係を確保し、適切かつ公正な関係性を保つ。
- 2 経営情報を適切に開示することは、社会的信頼を高める観点からも大変重要である。行政に提出する情報を含め、適時・適切な情報開示に努める。
- 3 適時・適切な情報開示を行うため、経営情報について正確な記録を作成、管理することに努めるとともに、内部及び外部監査に対して、十分な協力を行う。

- 4 機密情報の取扱いについては十分な注意を払うとともに、適正かつ厳重に管理し、漏洩することの無いようにする。

第4条 人権の尊重

会員をはじめ、市民、役職員、あらゆる人の基本的人権を尊重する。

- 2 人権は世界的に認められた価値基準である。性別、年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教、社会的地位または門地等を理由とする差別や人権侵害は、これを容認しない。
- 3 セクシュアル・ハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しない。
- 4 個人のプライバシーを侵害しないよう、関係法令およびプライバシー・ポリシーに従い、会員の情報をはじめ、個人情報の管理には十分な注意を払い、事業を行う上で必要な目的以外には利用しない。